

平成31年度 固定資産税(償却資産)の申告について

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産の所有者にも課税されます。

償却資産所有者は地方税法第383条により、その資産の所在する市町村に毎年1月1日現在の資産所有状況(資産の種類、数量、取得価額、取得年月日、耐用年数等)を申告していただくことになっています。

ただし、償却資産は課税標準額の合計が150万円未満の場合は固定資産税が課税されませんが、その場合でも事業を営まれている限り、償却資産の所有状況の申告は毎年必要となります。償却資産申告書を送付させていただきますので、税務課までご連絡ください。

※申告を怠った場合、判明時点から年度をさかのぼって課税することになりますのでご注意ください。

◆ 償却資産とは? ◆

個人及び会社で工場や商店などを経営または事業(農業・漁業を含む)をされている方が土地及び家屋以外の事業用に使用している資産(機械・機具・備品等)で、その減価償却額または減価償却費が法人税の申告又は所得税及び町県民税申告で経費に算入されるものをいいます。

償却資産の申告にあたり、前年中に資産の増減がない場合や該当資産がない場合、廃業、休業の場合はその旨を申告書の備考欄に記入のうえ提出していただきますようお願いいたします。

■ 提出期限 平成31年1月31日(木)

※事務処理の都合上、早めに提出していただきますようご協力をお願いいたします。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	貯水池、農業用井戸、下水道、構内舗装、庭園、門塀、広告塔、給水タンク、排水その他の土木設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、アンテナ、ピニールハウスなど
	建物附属設備	受変電設備、電気設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、店舗内装設備等のうち固定資産税について家屋として取り扱わなかったもの
2 機械及び装置		太陽光発電設備、加工機械、製造機械、冷凍・冷蔵業務設備、紡績設備、工作機械、木工機械(製材業務設備)、印刷設備、建設工業機械、運搬設備、金属・非金属製造設備、ホテル・旅館用設備、クリーニング設備、コンバイン、トラクター、田植機など
3 船舶		漁船、油そう船、木船、モーターボート、砂利採取船、浚渫船など
4 航空機		飛行機、ヘリコプターなど
5 車両及び運搬具		フォークリフト・ブルドーザー・タイヤショベル・パワーショベル・ロードローラー等の自走式作業用車両、工場内運搬機、動力運搬機、自転車、リヤカー、被牽引車など (注) 但し、自動車税・軽自動車税で課税対象となっている自動車、小型特殊車両は除きます。
6 工具・器具及び備品		測定工具、事務机・椅子、キャビネット、応接セット、タイプライター・ワープロ・パソコン等OA機器、電話、カメラ、看板、金庫、自動販売機、パチンコ台等の遊具など